㈥ ほたて貝等養殖業	全ての水域	一四・二四	八・八二	六・四七	三・五一	一・九七	三・五五	六・四六	〇・一〇
㈦ 特定かき養殖業	全ての水域	七・六二	五・〇八	四・一四	二・五三	〇・八二	一・七七	三・三八	〇・一〇
㈧ くるまえび養殖業	全ての水域	一二・一六	八・〇一	六・〇五	三・四二	一・九七	四・〇五	六・六八	〇・一〇
㈨ うに養殖業	全ての水域	一二・七〇	六・〇一	四・五三	二・五三	二・一六	三・六四	五・六三	〇・一〇
㈩ ほや養殖業	全ての水域	一二・四七	八・一〇	六・四〇	三・五七	一・七二	三・一一	五・六六	〇・一〇

備考

一　「全事故比例塡補方式」とは、法第百十三条第一項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により共済金を支払う塡補方式をいう（以下同じ。）。

二　㈠から㈩までに掲げる漁業の種類に係る共済契約者の住所又は所在地の属する区域については、次のとおりとする。

イ　「一区」とは、北海道の区域のうち渡島総合振興局又は胆振総合振興局の区域（二海郡八雲町のうち旧爾志郡熊石町の区域を除く。）を、「二区」とは、北海道の区域のうち日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局又は根室振興局の区域を、「三区」とは、北海道の区域のうち一区及び二区の区域以外の区域を、「四区」とは、一区から三区までの区域以外の区域をいう。

ロ　「五区」とは、宮城県、千葉県、和歌山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県又は熊本県の区域を、「六区」とは、愛知県、三重県、徳島県、福岡県又は大分県の区域を、「七区」とは、五区及び六区の区域以外の区域をいう。

ハ　「八区」とは、石川県、福井県、京都府、兵庫県、島根県、山口県又は佐賀県の区域を、「九区」とは、八区の区域以外の区域を、「十区」とは、東京都、福井県、愛知県、兵庫県、鳥取県又は長崎県の区域を、「十一区」とは、北海道、青森県、秋田県、茨城県、千葉県又は徳島県の区域を、「十二区」とは、十区及び十一区の区域以外の区域をいう。

ニ　「十三区」とは、北海道の区域のうち根室振興局の区域を、「十四区」とは、十三区の区域以外の区域をいう。

ホ　「十五区」とは、北海道の区域を、「十六区」とは、十五区の区域以外の区域をいう。

ヘ　「十七区」とは、富山県、和歌山県、岡山県、愛媛県、佐賀県又は宮崎県の区域を、「十八区」とは、十七区の区域以外の区域をいう。

ト　「十九区」とは、北海道、岩手県、神奈川県、新潟県、福井県、島根県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県の区域を、「二十区」とは、十九区の区域以外の区域をいう。

チ　「二十一区」とは、青森県、茨城県、千葉県、神奈川県、三重県、島根県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県又は鹿児島県の区域を、「二十二区」とは、二十一区の区域以外の区域をいう。

リ　「二十三区」とは、千葉県、兵庫県、和歌山県、山口県、愛媛県又は福岡県の区域を、「二十四区」とは、二十三区の区域以外の区域をいう。

ヌ　「二十五区」とは、北海道、岩手県、宮城県、新潟県、静岡県、三重県、兵庫県、山口県、高知県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県の区域を、「二十六区」とは、青森県、山形県、千葉県、京都府又は佐賀県の区域を、「二十七区」とは、二十五区及び二十六区の区域以外の区域をいう。

ル　「二十八区」とは、北海道、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、愛知県、京都府、島根県、徳島県、高知県、福岡県、鹿児島県又は沖縄県の区域を、「二十九区」とは、二十八区の区域以外の区域をいう。

三　㈠から㈩までに掲げる漁業の種類に係る共済契約者又はその構成員が当該漁業を主として営む水域については、次のとおりとする。

イ　「一区」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県の地先水面を、「二区」とは、一区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

ロ　「三区」とは、北海道の地先水面を、「四区」とは、北海道以外の都府県の地先水面をいう。

四　二以上の漁業の種類（令第五条第一項又は第二項各号に掲げる漁業に属するものに限る。）を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約（対象漁業のいずれかが㈠に掲げる漁業の種類に該当する場合にあっては、総トン数十トン未満の漁船により㈤から㈨まで及び㈩に掲げる漁業の種類の漁業を併せて営むものを除く。）の基準共済掛金率は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める率に前条に定める割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式である場合にあっては百分の百）を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ　当該共済契約に係る対象漁業のうち生産金額が最大となる漁業の種類の漁業（以下「主たる漁業」という。）の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以上である場合　主たる漁業の表に掲げる率

ロ　イ以外の場合　主たる漁業の表に掲げる率と主たる漁業の次に生産金額の大きい漁業の種類の漁業（以下「従たる漁業」という。）の同表に掲げる率を総和平均して得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）

五　二以上の漁業の種類（令第五条第三項に定める特定養殖業に属するものに限る。）を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の基準共済掛金率は、表に掲げる率に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める率に前条に定める割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式である場合にあっては百分の百）を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ　主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以上である場合　主たる漁業の表に掲げる率

ロ　イ以外の場合　主たる漁業の表に掲げる率と従たる漁業の同表に掲げる率を総和平均して得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）